

平成30年度 入札・契約制度の改善

(平成30年4月1日から以下のように制度・取扱いが変更になります。)

松山市公営企業局では、より一層の競争性・透明性を高めるとともに工事の品質確保を目的とし、従来から入札契約制度の改善に取り組んでいます。

こうした中、今回以下のとおり入札・契約制度を改善し、平成30年4月1日から実施します。

1. 工事等の一般競争入札の取扱いについて
2. 工事の指名競争入札について（試行）
3. 低入札対策について
4. 工事に係る委託の一般競争入札について
5. その他の取扱いについて

1. 工事等の一般競争入札の取扱いについて

【1】工事成績良好業者に対する優遇措置（継続試行）

工事成績良好業者対象工事

一般競争入札（設計金額 1,000 万円以上）で難易度の高い工事等について、発注条件に工事成績要件を追加します。

【2】工事（業務）成績不良業者に対する制限措置（継続試行）

（1）入札参加等の制限

一般競争入札

平成 28 年度及び平成 29 年度に竣工した松山市公営企業局の工事（業務）成績で、2 ヶ年度の同種工事（業務）の工事（業務）成績平均点が 65 点未満の者は、引き続き、設計金額 1,000 万円以上の一般競争入札への入札参加は認めません。

また、平成 28 年 4 月 1 日以降に竣工した松山市公営企業局の工事で、同種工事（業務）の 65 点未満の工事（業務）成績は、施工（履行）実績と認めません。

（2）配置予定技術者に対する制限

一般競争入札

（ア）原則、総合評価競争入札による案件について、配置予定技術者の技術者経験を求めています。平成 30 年度も引き続き実施します。

（イ）配置予定技術者の技術者経験を求める場合は、平成 28 年 4 月 1 日以降に竣工した松山市公営企業局の工事（業務）で、同種工事（業務）の 65 点未満の工事（業務）成績の工事（業務）は、技術者経験と認めません。

【3】入札参加申請時の工事实績証明（CORINS の添付）の取扱いについて

工事の一般競争入札において求める工事实績の証明は、引き続き原則 CORINS カルテの添付を義務付けます。

【参考事例】平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの発注の場合	
平成 15 年 4 月 1 日以降に竣工した工事で以下の分類により提出すること	
金額区分	工事实績・従事経験を証する書類
請負金額が 2,500 万円以上 （詳細コリンズの対象）	コリンズの登録内容確認書（竣工登録）又は竣工時工事カルテの写しの添付。
請負金額が 500 万円以上 2,500 万円未満（簡易コリンズの対象）	コリンズの登録内容確認書（受注登録されていれば可）又は受注登録の工事カルテの写し。ただし、写しと併せ竣工時の工事概要、請負金額がわかるもの（当初及び変更後の契約書・工事概要書等）を添付。

【4】一般競争入札で求める配置予定技術者の雇用期間の確認

請負予定金額3,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）の一般競争入札で求める配置予定技術者については、3ヶ月以上の継続雇用を求めています。平成30年度も引き続き実施します。

【5】一般競争入札で求める民間工事施工実績の認定（継続試行）

一般競争入札で松山市公営企業局が求める工事施工実績は、公共工事に限定していますが、入札参加資格の弾力化を一層進めるとともに入札参加機会の拡大を図るため、平成 23 年 4 月 1 日以降発注の案件から民間工事の請負契約（元請契約）による施工実績も認めることとしています。**平成 30 年度においても引き続き実施します。**
対象工事：「建築一式工事」で設計金額 3,000 万円未満の工事案件

なお、施工実績の提出書類については、公告文にて記載します。

2. 工事の指名競争入札について（試行）

現在、松山市公営企業局では設計金額 1,000 万円未満の案件を対象に実施していますが、台風や豪雨などによる災害復旧工事など、市民生活への影響を軽減するため早期完成が必要な案件を対象に、指名競争入札を試行します。

次の工事について、指名競争入札を試行します。

対象金額	設計金額 3,000 万円未満
対象工事	災害復旧工事、防災対策工事

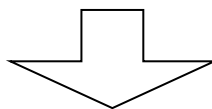
対象となる工事内容（例）

舗装復旧、路側復旧、落石防止、橋梁補修、道路整備、法面復旧 等

3. 低入札対策について

様々な低入札への対策を行っていますが、工事の品質低下や下請業者へのしわ寄せ防止、及び昨今の技術者不足に対応し、入札に参加しやすい環境を整えるため、下記の**入札参加制限を撤廃**します。

改正前	① 前払金の減額	低入札価格調査を受けた者は、 <u>請求率を 50%減じるものとする。</u>
	② 技術者の増員	低入札者が落札者となった場合は、配置予定技術者と同等以上の要件を満たす技術者を専任で <u>1 名以上増員</u> しなければならない。



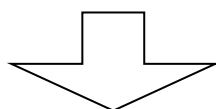
改正後	①・②とも撤廃
------------	----------------

4. 工事に係る委託の一般競争入札について（試行）

平成28年度から、設計金額2,000万円以上の工事に係る委託（建設工事の設計、測量又は地質調査その他建設工事に関する調査等の委託業務）については一般競争入札を試行してきましたが、更に公正で透明性・競争性の高い入札・契約制度の向上を図るため、一般競争入札を拡大して試行します。

改正前

入札方式	指名競争入札	一般競争入札
対象案件	設計金額2,000万円未満	設計金額2,000万円以上



改正後

入札方式	指名競争入札	一般競争入札
対象案件	設計金額1,000万円未満	設計金額1,000万円以上

5. その他の取扱いについて

【1】落札決定通知方法について

これまで、落札者に対し「落札決定通知書」を電子入札システムで通知するとともに、窓口で「落札決定通知書」を交付していましたが、平成30年4月1日以降に開札する案件から、**電子入札システムの通知のみ**といたします。ただし、総合評価競争入札（郵便入札）及び一者特命随契等の電子入札システムを利用しないものについては、これまで通り窓口で交付します。

また、窓口で「落札決定通知書」と一緒にお渡ししていた設計図書等の配付も廃止しますので、**入札参加申請時に設計図書等を必ずダウンロードし保存**してください。

*** 今回の制度改善に伴う要領及び入札参加者心得等については、平成30年4月1日から改正いたしますので、入札に参加される方は必ず確認し、入札を行ってください。**

〒790-8590 松山市二番町四丁目4番地6
松山市公営企業局管理部契約管理課（契約担当）
電話 089-998-9845
FAX 089-948-0335